

令和7年度 第30回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年12月10日（水曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第6号	非農地通知について

出席委員（14名）

1番 井口 健	12番 山本 茂樹
3番 吉中 雅三	13番 丸山 勝
4番 曽根 光彦	15番 堀 良子
5番 小方 保寛	18番 藤井 友彦
7番 谷河 繢	19番 岩橋 章博
8番 藪 利昭	欠席委員（4名）
9番 小栗 誠二	2番 中村 弘
10番 森 博克	14番 高倉 理行
11番 笠野 喜久雄	16番 湯川 徳弘

17番 貴志 年伸

出席職員

農業委員会事務局

副課長 藤田 誠一

班長 中居 一樹

企画員 西森 和子

企画員 森元 美沙

主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆藤田副課長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第30回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る11月28日、曾根委員、湯川委員、岩橋委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、中村委員、高倉委員、湯川委員、貴志委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、森委員、笠野委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、28件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 1は住所が・・・ですが、自身で管理することです。

No. 5は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理することです。

No. 6は住所が・・・ですが、自身で管理することです。

No. 10は住所が・・・ですが、耕作不適地のことです。

No. 20は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理することです。

No. 22とNo. 23はそれぞれ住所が・・・ですが、和歌山市内に住む父親が管理することです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1

号の規定による届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。

12月2日付で受理通知書を交付しています。

なお、直川1205-1については、共有名義の土地であり、共有者の同意も得られております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で10件ありました。

11月11日付、11月19日付、12月2日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で6件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 1 は新規耕作で家庭菜園を予定、No. 2 は新規耕作で隣接地にセコンドハウスを所有しており草刈機、噴霧器等を所有し柿、ミカンを栽培予定、No. 5 は新規耕作で義父所有の田植機、トラクター、コンバイン等一式を借り水稻を耕作予定、No. 6 は市内新規耕作でトラクターや動噴などを使いキャベツを栽培予定です。

また、No. 6 については現地調査並びに事情聴取を行っていますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 6 について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので、湯川委員の代読で岩橋委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 去る11月28日、岩橋委員、曾根委員と共に現地調査並びにヒアリングを行いましたので概要を報告します。

本件は叔母の・・・から甥の・・・へ家屋敷と田地一切を贈与されたことにより3条申請に至りました。

現在、・・・は長女が住む・・・に引き取られています。

長男は・・・で居住しており、二人の子供は和歌山市・・・の方には帰ることが出来ません。

・・・は親戚として・・・の実情を良く理解しておられます。

・・・でみかん、野菜を栽培しておりますので農業に必要なトラクター25馬力や農機具一式を保有しておりますので、現在はこれらの農機をトラックで搬送済とのことです。

築後まだ新しい家も貰っていますので現在そこで生活をしながら農業を営んでいます。

今はJAから野菜作りの指導を受けながら楽しく農業を行っています。

託された農地を次世代に引き継いでゆきたいと言っておられました。

現在は地元農業委員や最適化推進委員も見守っておりますので、本件に関しては良好な関係が継続しているので問題ありません。

◆会長（谷河 績） ありがとうございました。

議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を請け負う法人です。

申請地については、・・・工事実施のため、仮設棧橋足場の設置と、仮設工事ヤードの整備を目的に、・・・の一時転用として転用許可済でありましたが、工事の長期化に伴い、・・・までの事業期間の延長を申請するものです。

なお、事業計画完了後は、農地へ原状回

復します。

本申請にあたり、延長期間に対する賃借権の設定を伴うため、5条の許可申請を行っており、P23の議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo.5と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は、申請地周辺に居住する個人で、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になってきたことや、また今後農業を継承したいという目的から、実家や耕作地に近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用賃借権の設定です。

No.2 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、鉄道の駅に近接し、申請地周辺に商業施設も多数あり、住環境に適していることから当該申

請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No.3 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地南側隣接地で住居と建築事務所を構える個人で、これまで事務所敷地に自家用車を駐車している状況であったことから、当該申請地を自家用駐車場と庭敷として転用申請するものです。

No.4 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、申請地周辺に住宅地が多く、住みよい環境であることから当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No.5 本件は議案第3号で説明済みのため、省略させていただきます。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No.3につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、No.5につきましては、転用面積が1,000m²を超えておりますが、事業期間の延長を申請するものであり、当初申請時に現地調査及び事情聴取を行っておりますので、今回は行っておりません。

No.4については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報

告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） N o. 4について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので、曾根委員さん報告願います。

◆4番（曾根 光彦） 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、N o. 4。

去る11月28日、岩橋委員、湯川委員及び事務局職員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

今回の申請地は、・・・の農地であります。

今回の申請理由は、譲渡人・・・が高齢のため、今後耕作地を管理することが困難であり、以前より土地売買の話を進めていたところ、譲受人・・・と間で話がまとまり、今回の契約に至ったそうです。

譲受人・・・は、・・・を幅広く行っている事業者であり、今回申請地に造成し分譲住宅として8戸販売する計画です。

なお、雨水等については、造成地と既存水路との間に市道があり市道を掘削し直径約30cmの排水管を埋設し西側の水路へ放流する計画です。

また、・・・及び隣接地の同意もあり問題ないものと思います。

なお、事情聴取には、・・・より事情聴取を行いました。

特に問題ないものと思われますが、委員皆様方の慎重なるご審議をお願いいたします。

報告は以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございました。

議案第4号について、説明、報告が終わ

りましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が14件ありました。

賃借権が1件、使用賃借権が13件の設定です。

賃借期間は議案書のとおりです。

また、N o. 14は、借り人を変更するための再転貸です。

面積は、田が22, 110m²、畠が2, 878m²、合計面積が24, 988m²です。
以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。
議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

山口地区滝畠で（8件、23筆）を西川

推進委員と共に、加太地区加太深山で（8件、20筆）を谷河推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書3件の提出がありました。

面積は田が8筆5, 074m²、畠が4筆887m²、合計5, 961m²です。

議案書番号1から3について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長（谷河 績） ほかに何かありますか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第30回総会を閉会いたします。

13時25分 閉会